各位

公益社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 安田 欣市 (公印省略)

一般社団法人 静岡県公共嘱託登記司法書士協会

理事長 伊藤 隆 (公印省略)

第4回用地買収問題シリーズ研修会開催のご案内

向寒の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、 厚く御礼申し上げます。

さて、今般、公益社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と一般社団法人 静岡県公共嘱託登記司法書士協会の共催にて、官公署職員の方々が直面する公共用地取得にかかる困難案件の解決方法や登記測量全般に関する「第4回用地買収問題シリーズ研修会」を開催いたします。

第4回目のテーマは、以下のとおりです。参加をご希望される場合は、別紙回答書を静岡県公共嘱託登記司法書士協会事務局まで FAX していただきますようお願いいたします。

記

日 時:令和5年2月24日(金)14:00~17:00

- 会場 静岡県司法書士会館 4階司ホール(静岡市駿河区稲川一丁目1番1号) (定員70名)
- 「Zoom」により視聴する方法
 - 講義内容を、「Zoom」によって視聴していただく方法(Web研修)です。

「Zoom」で参加される方には、配布物等の案内をメールにてお知らせいたします。 回答書のメールアドレス欄の記入を必ずお願いいたします。

- ※静岡県司法書士会館は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため**先着「70名」限定**参加となります。参加人数を超えた場合には、Web研修に変更していただく場合があります。
- ※今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、会場での開催を中止させていただくこともございます。その際は、改めて、ご案内いたします。
- ※新型コロナウイルス感染対策のため、ご来場時はマスクの着用をお願い致します。 ※参加費は、無料です。

スケジュール

13:30~ 開場・受付開始

 14:00~15:15(75分)
 第1講

 15:15~15:30
 休憩

 15:30~16:45(75分)
 第2講

調査士協会

第1講

「続・登記と境界管理の最近の動向」

相続件数の増加や所有者不明土地の増加、自然災害が頻発している状況により、土地の管理の重要性の認識が非常に高まっています。それは公用地も例外ではありません。

また、登記実務における筆界確認情報の取扱いについても、このような社会の流れに 対応してきております。

今回の研修会では第3回に引続き、下記のキーワードを中心に、「登記と境界管理の最近の動向」について講義します。

【キーワード】

- · 土地法制 · 地図整備 · 地積測量図 · 筆界確認情報
- ・筆界特定制度 ・土地家屋調査士 ADR

司法書士協会

第2講

不動産登記法改正 ~登記に関する論点を中心に~

不動産登記法が改正され、令和5年4月1日から順次施行されます。今般の改正は所有者不明土地問題の解決を目的としており、中でも相続登記や住所変更登記等が義務化されることは世間での注目度も高く、ご存知の方が多いかと思いますが、その他にも改正が行われることはご存知でしょうか。

例えば今般の改正では、不動産登記の公示機能をより高めるため、登記されてはいる ものの実体上消滅している権利を抹消する際の手続負担を軽減するための改正や、法人 や外国人が所有者となる場合に、利便性を高めることを目的として、新たに登記事項を 追加するといった改正も行われることになっています。

今回の研修会では、相続登記や住所変更登記等の義務化のポイントを解説しつつ、改 正によって新たに創設される制度を中心にご紹介いたします。

回答書

(回答期限:令和5年1月30日 送信票は不要です)

令和 年 月 日

一般社団法人 静岡県公共嘱託登記司法書士協会 宛

FAX : 0 5	4-289-	3702		
出席会場	□会場	\square Z o o m	(WEB研修)	に出席します。
所 属 先				
ご連絡先	ご住所			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			
出席者氏名	役職		ご氏名	
	役職		ご氏名	
	役職		ご氏名	
	役職		ご氏名	
質問書				
			、物件・当事者等が する内容でお願いい	特定できないような形で、ご提出 たします。

お問い合わせ先

一般社団法人 静岡県公共嘱託登記司法書士協会 事務局

電話: 054-289-3700

URL: www.shizuoka-koshoku.com